

岩手県告示第333号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成24年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成24年9月12日(水)午前10時から

(2) 場所 盛岡市勤労福祉会館 盛岡市紺屋町2番9号

2 受験手続 受験申込書を平成24年7月2日(月)から同月13日(金)までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては岩手県県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県環境生活部県民くらしの安全課）に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部県民くらしの安全課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。